「もう、すべらせない!! ブランド」募集要項【おみやげ商品】

· 目 的

日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会を構成する奈良県三郷町・大阪府柏原市の事業者により開発されたご当地商品(以下推奨商品)を「もう、すべらせない!!」ブランド商品として認定し、日本遺産に関連する様々な媒体より発信を行うものである。推奨商品は物品、飲食物を想定しており、日本遺産「もう、すべらせない!!~龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ~」の広報も兼ねて認定を行うものである。

· 認定審査基準

(1) 認定の対象

三郷町・柏原市の事業者によって生産・製造されたものとする。

(2)審査項目

- ①地域性
 - ・三郷町、柏原市域の文化や地質、地理的特徴との関連性があるか。
 - ・地域に支持されており、地域外に対しても推奨商品としてふさわしいか。
- ②日本遺産ストーリーとの結び付け
 - ・日本遺産「もう、すべらせない!!~龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ~」との親 和性があるか。
- ③独自性·創造性
 - ・品質やデザインにおいて、他の地域や他の事業者の商品との差別化が認められるか。パッケージが推奨商品としてふさわしいか。

④信頼性

- ・品質管理・衛生管理・クレーム処理の体制が整っているか。
- ・申請品目に対する関連法令を順守していること。
- ⑤市場性
 - ・販売方法として、オンラインショップや通販など、広域な販売を対象としているか。
- ・推奨商品及び事業者への要件
- (1) 推奨商品を販売する事業所等には日本遺産協議会ののぼりやポスター等を掲示し、当日本遺産 の普及に努めること。
- (2) 推奨商品には、協議会のロゴマークを掲示することとし、商品の掲示スペースの都合で副題の文字部分の削除も認める。

・定義

協議会が指すロゴマークは以下の物と定義する。



※カラーバリエーションはいずれも、カラー・白抜き・黒塗り